



中小企業者カーボンニュートラル推進事業費 補助金

既存設備を省エネルギー設備へ
転換する取組等を支援します



<対象者>

- 市内に営業の実態がある中小企業者等 ¹
- ・申請は1事業者ごとに1回まで

早めの申請を
お願いします！

<補助金額>

補助対象経費の**2分の1**（上限**100万円**）

- ・千円未満の端数は切り捨て



<補助対象経費>

市から事業承認を受け、令和5年2月28日までに支払いが完了した
設計費・工事費・設備費

※消費税・地方消費税は補助対象経費とはなりません

※国・県等の類似制度の補助金を受ける場合、当該補助金額を対象から除きます

<補助対象事業>

①省エネルギー設備の導入

- ・省エネルギー診断 ²を受けて導入する省エネルギー設備
- ・特定の省エネルギー設備
 - (1) 木質バイオマスボイラー
 - (2) 蓄電池を伴う自家消費型太陽光発電システム
 - (3) 省エネルギー運転支援装置 ³
 - (4) 照明設備・冷蔵冷凍設備・変圧器・交流電動機・空調設備 ⁴

②断熱改修工事

◎ **別途詳細**は「申請パンフレット」又はホームページをご覧ください。

<手続きの流れ>

① 事業承認申請（令和4年12月28日まで）

事前に省エネルギー診断や、各種導入予定設備の仕様書・見積書の取得等を終えてからご申請ください。ただし、予算枠に達した段階で受付を終了します。

② 市から事業の承認を受ける

承認を受けた事業の内容を変更する場合は、変更承認申請が必要です。

③ 事業の実施（設備の導入・工事施工・支払い等）

④ 市へ補助金交付申請（事業完了から30日以内）

令和5年1月30日以降に事業が完了した場合は、**令和5年2月28日**までの受付となります。

⑤ 補助金の交付

⑥ 認定証の交付

<補足事項>

- 1 中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく会社や、個人事業者等を指します。（農業法人や社会福祉法人等は対象外）
- 2 省エネルギー診断は、下記の診断実施機関に直接お申し込みください。
診断にかかる費用は補助対象外となります。
（一般社団法人省エネルギーセンター 東北支部・あきた省エネプラットフォーム等）
- 3 省エネルギー運転支援装置とは、エンジン停止時に使用可能な車載型冷暖房設備・エコドライブ管理システム等です。
- 4 トップランナー制度の対象機器で、市が定める一定の省エネ性能を有するものに限りします。



◎必要書類の詳細は「申請パンフレット」又は
ホームページをご覧ください。

市HPはこちら →



【問い合わせ・申請先】大館市商工課：〒017-8555 大館市字中城20番地
TEL：0186-43-7071 / Mail：syoko@city.odate.lg（エルジー）.jp